

厚生労働省
広島労働局発表
令和5年8月4日

広島労働局労働基準部賃金室
室長 石井あつ子
賃金指導官 栗林隆幸
(電話) 082 (221) 9244

広島県最低賃金を40円引上げ 時間額970円に ～広島地方最低賃金審議会が答申～

広島地方最低賃金審議会（会長 おかだ ゆきまさ 岡田 行正）は、本日（8月4日）、広島労働局長（かまいし ひでお 釜石 英雄）に対して、広島県最低賃金を40円引き上げ、時間額970円に改正決定することが適当である旨を答申しました。

この「時間額970円」は、現行の広島県最低賃金（930円）を40円引き上げるもので、本年7月3日に中央最低賃金審議会から示された目安を参考にしつつ、諸般の事情を勘案して慎重に審議され、答申されたものです。

広島労働局長は、この答申を受け、異議申出（期限8月21日）に関する手続等を経て、広島県最低賃金を改正決定することになります。

なお、改正決定の効力発生日は令和5年10月1日となる予定で、効力発生後は約116万人の県内労働者に適用されます。

最低賃金の引上げに伴う環境整備のための中小企業・小規模事業者に対する支援策として、業務改善助成金の制度（別添リーフレット並びに令和4年度アンケート結果参照）があります。広島労働局は、業務改善助成金を活用していただくため、8月9日を重点的に周知していくこととしています。

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度引上げ額・引上げ率】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (答申)
時間額	871円	改正なし	899円	930円	970円
引上げ額	27円		28円	31円	40円
引上げ率	3.20%		3.21%	3.45%	4.30%

※最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類がありますが、両方の最低賃金が同時に適用される場合は、**高い方の最低賃金額**が適用されます。